

## 1-11. 那覇市議会電子画像等の取扱要綱(解説付)

平成 29 年 8 月 31 日

議 長 決 裁

改正 令和 4 年 11 月 29 日 議長決裁

令和 5 年 8 月 31 日 議長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本会議その他の議会の会議における議員の発言を補完するために使用する電子画像、写真、紙媒体、パネルその他の資料(以下「電子画像等」という。)の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 【解説】

- 1 他市の例を参考に、電子画像等を使用できる場面を、質疑、一般質問のときに限定する文案も検討されたが、要綱制定に伴う新たな制約の追加ととらえられる危険があったことから、あえて採用しなかった。
- 2 使用頻度が高い電子画像を前に、パネルを後に並べている。
- 3 この要綱は、会議規則 157 条の「印刷物」も含めた、発言を補完するための資料取扱いの総合的な基準となる。

(遵守事項)

第 2 条 議員は、電子画像等を使用するに際しては、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 電子画像等の内容は、議会が言論の府であることに鑑み、発言の内容について相手方の理解を高めることを旨としてあくまでも説明の補助手段であること。
- (2) 個人情報の保護に留意すること。
- (3) 著作権その他の知的財産権を侵害しないこと。
- (4) 個人又は団体の権利利益を侵害しないこと。
- (5) 客観的事実に基づいて作成すること。
- (6) 静止画のみとし、動画及びアニメーション等は使用しないこと。

### 【解説】

- (1) 議員が責任を持って資料を作成することを促すため、第 2 条の見出しを「遵守事項」とし、柱書の主語は「議員は」とした。
- (2) 第 2 号と同様の規定が川崎市と大津市にある。個人情報保護の留意は、一義的には議員本人が行うこととする趣旨である。事務局は二次的に判断を行う。
- (3) 第 3 号と同様の規定が大津市、川崎市、鳥羽市の全てにある。
- (4) 第 4 号と同様の規定が鳥羽市にある。例えば企業のノウハウなどが挙げ

- られるが、その他想定できない権利利益侵害を防ぐ趣旨で規定した。
- (5) 第 5 号と同様の規定が大津市にある。他 2 市にはない。当初の案は「主観的表現を用いないこととし、客観的事実に基づいて作成すること。」としていたが、議運において解釈が曖昧になる恐れがあるとの指摘があり、前半部分を削除した。
- (6) 第 6 号と同様の規定が大津市、川崎市、鳥羽市の全てにある。言論の府であることと、資料作成のエスカーレートを防ぐために制限をかける趣旨である。

#### (使用の手続)

第 3 条 電子画像等を使用しようとする者は、当該電子画像等を作成し、次の各号に掲げる会議の区分に応じ、当該各号に定める期限までにその写し(日本工業規格 A 列 4 番の大きさとする。)及び電子画像等の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を議長又は委員長に提出して、許可を受けるものとする。

(1) 本会議 電子画像等を使用しようとする日の 2 日前(同日が那覇市の休日を定める条例(平成 3 年那覇市条例第 33 号)第 1 条第 1 項に規定する本市の休日(以下この号において「本市の休日」という。)に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日)の午後 2 時まで

(2) その他の議会の会議 電子画像等を使用しようとする日の前日(同日が本市の休日に当たる場合は、その日前において最も近い本市の休日でない日)の午後 2 時まで

2 議長又は委員長は、電子画像等の内容等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可しないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 広告、宣伝、勧誘その他の営利又は宗教活動を目的とする内容を含むものの

(3) 議員本人、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等と特定できるもの

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条の規定に照らして適当でないもの

#### 【解説】

- (1) 「A4・紙での提出」を規定(大津市と鳥羽市に同様の規定がある。)。窓口で適正な資料かどうか判断するには紙のほうがやりやすいこと、議長許可を取得する際には紙媒体を提出する必要があることが理由である。
- (2) 大型モニターへ投影する場合は USB での提出も求めるが、それは運用で行うこととし、この要綱には規定していない。
- (3) 第 2 条は議員個人で判断すべき事項を規定し、第 3 条第 2 項は議長が判断する事項を規定している。
- (4) 第 3 条第 2 項第 4 号を規定することで、議員本人が可と判断したとしても、議長が判断して不許可(又は補正の指示)を出せるようにしている。

(許可の取消し)

第 4 条 議長又は委員長は、議事の運営上必要があると認めるときは、電子画像等の全部又は一部の使用の許可を取り消すことができる。

【解説】

本条と同様の規定は鳥羽市のみにある。電子機器の故障等の場合や、許可後の事情の変更により不許可としなければならない場合が考えられる。その他想定できない事態のための規定である。

付 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 11 月 29 日議長決裁）

この要綱は、令和 4 年 11 月 29 日から施行する。

付 則（令和 5 年 8 月 31 日議長決裁）

この要綱は、令和 5 年 8 月 31 日から施行する。

**[改正履歴]**

**○ 平成 29 年 8 月 30 日の議会運営委員会決定(平成 29 年 8 月 31 日議長決裁)**

- (1) 議員の説明資料について、タブレット格納や大型モニター投影の許可は議長において行われているが、その判断が恣意的にならないよう、基準を作成するよう議長からの指示があった。
- (2) ペーパーレス議会の先進都市である、鳥羽市、大津市、川崎市に同様の基準があったことから、これらの都市の基準を参考に作成した。特にシンプルなつくりである鳥羽市の要綱をベースとした。
- (3) 細かい規定にはせず、使用の基準、手続きのみを定め、現状に合わせ申出書(様式)、大型モニターに関する規定を削り、シンプルな要綱とした。

**○ 令和 4 年 11 月 21 日の議会運営委員会決定(令和 4 年 11 月 29 日議長決裁)**

令和 3 年度の議員改選後から、議員の発言を補完する資料投影依頼が急増しており、議会運営業務に支障が生じている。このため、資料投影に使用する電子画像等の提出期限を 1 日早め、前日から 2 日前とした。(第 3 条第 1 項第 1 号関係)

## **○ 令和 5 年 8 月 31 日の議会運営委員会決定(令和 5 年 8 月 31 日議長決裁)**

令和 5 年 2 月定例会の一般質問 1 日目(2/16)において、沖縄県内初の女性消防出張所長となった職員と議員と一緒に撮影した電子データを投影したところ、『第 3 条第 2 項第 2 号の「(議員の)宣伝」に該当するのではないか』と他議員から指摘があり、議長から議員及び議員が所属する会派の長に注意をした。

続けて、同定例会の一般質問 4 日目(2/21)において、他自治体のインクルーシブ公園を視察した議員から、同公園を背景に同議員を中央に撮影した電子データの投影許可を求められた際、一般質問 1 日目の経緯を説明し、第 3 条第 2 項第 2 号の「(議員の)宣伝」に該当するため不許可としたところ、「(議員の)宣伝」に該当しないし、要綱に規定がない理由で不許可とすることに納得がいかないと強い抗議を受けた。

そこで、議会運営委員会において議論を重ねた結果、「議員本人等と特定できる」電子データも使用を許可しないものとする事となった。

これらのことから、第 3 条第 2 項に規定する電子画像等の使用を許可しないものに新たに「議員本人、衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長等と特定できるもの」を追加した。